

■調査済（緑色）



注意事項

応急危険度判定は、り災証明のための被害調査ではなく、あくまでも建物が使用可能か否かを応急的に判定するものです。

木造住宅耐震診断・改修の受付

町では、南海地震に備え、木造住宅の安全性の向上を図り地震に強い安全な住まいづくりを目指すために、木造住宅耐震診断及び改修事業を実施しています。

耐震診断

1 対象となる住宅

町内に所在し、昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組構法・地域伝統構法の木造住宅。（二戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅で貸家を含み、主たる生活の場となる

建物。）

2 対象とならない住宅

特殊構法・特殊構法のもの（プレハブ、ツーバイフォー、丸太組工法、鉄骨などを含む混構造の住宅）

3 診断を受けることができる方

町内に居住し、対象となる住宅の所有者で町税などの滞納がない方。

4 診断方法

申込者の住宅へ診断士が訪問し、申込者の立ち会いのもと、間取りの確認・床下や天井裏の点検口（開口部）から内部を直接見て調べます。なお、壁を壊したり、天井をめくするような調査は行いません。

5 診断費用

個人負担金として
1棟 3,000円

6 申し込み期間

申込件数が定数（平成24年度中50戸）に達するまで、随時受け付けします。

耐震改修

1 要件

①町が実施した木造住宅耐震

診断の上部構造評点が1.0未満であるもの

②耐震改修工事後の上部構造評点が1.0以上となるもの

③「高知県木造住宅耐震診断士」として高知県に登録されている事業者が、耐震改修設計については登録設計事務所が実施し、耐震改修については登録工務店が実施するもの

④本年度中に事業が完了するもの

2補助金額
○耐震改修設計費
設計費用の3分の2
最高20万円

○耐震改修工事費
最高90万円

○耐震改修設計費
設計費用の3分の2
最高20万円

○耐震改修工事費
最高90万円

注意事項

①耐震診断のため派遣する診断士は、高知県が行う「木造住宅耐震診断士養成講習」を受講し県へ登録されている者です。

②耐震診断は、住宅の耐震診断のみを行うものです。その後の耐震補強工事を義務付けるものではありません。

③耐震診断は、大規模な地震に対して、住宅がどの程度

の安全性があるかを判定するものであり、地震によって倒壊しないことを保証するものではありません。

④町から耐震診断や耐震補強について各家庭に訪問・電話などにより勧誘をすることはありません。

非木造住宅の耐震診断・改修に対する補助金も始まりま

この補助金は、非木造住宅の耐震診断・改修を行った、町内在住の方に対する補助金です。

耐震診断を実施したことに對して33,000円、耐震設計に20万円、耐震改修工事に90万円を上限に補助があります。

着手前に申請が必要となります。

申込・問い合わせ

総務課

☎ 893-11113

吾北総合支所産業課

☎ 867-2313

本川総合支所住民福祉課

☎ 869-2112

受賞おめでとう

ございます

2月7日に高知会館にて、交通安全功労者などの表彰式が行われました。いの町からは、大川淳一郎さんと甲藤壽寛さんの2名が表彰されました。この表彰は、日ごろから地域の交通安全に貢献している方に贈られるものです。大川さんと甲藤さんはいの町交通安全指導員として、長年にわたり交通安全の推進に努められてきました。各期の安全活動はもとより、町内各幼稚園などで開催される交通安全教室にもご協力をいただいております。地域の交通マナーの向上に貢献されています。

総務課

